平成２６年６月
林　　野　　庁

森林国営保険が（独）森林総合研究所へ移管されます

（森林国営保険加入者及び加入を御検討の皆様へ）

「森林国営保険法等の一部を改正する法律」が平成26年４月９日に可決・成立し、４月16日に公布され、これまで国が実施してきた森林国営保険は平成27年４月１日に独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総研」という。）に移管されることとなりました。

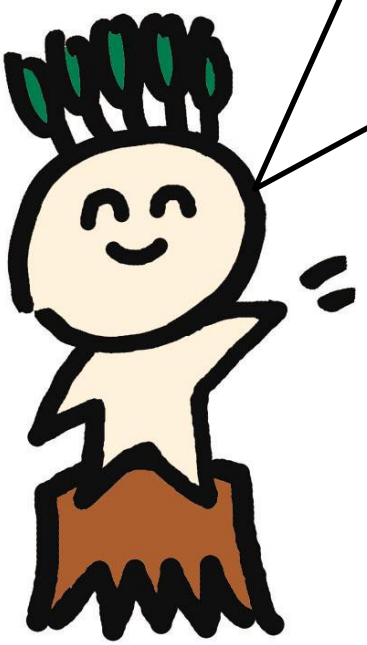
移管時点で有効なご契約は、森林総研に自動的に引き継がれます（必要なお手続きはありません）。森林総研に引き継いだ後も、ご契約の補償内容に変更はございません。

森林保険は、森林所有者自らが突然の災害に備える唯一のセーフティネットであり、重要な公的保険です。移管後も、法律に基づいて国がしっかりと関与していくこととしておりますので、引き続き、森林国営保険及び移管後の森林保険をご利用いただきますようお願い申し上げます。

御不明な点等ございましたら、以下の連絡先にお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

連絡先：林野庁　森林整備部　計画課
森林保険企画班
電話　０３－６７４４－２２４６（直通）

※現在のご契約の更新等に関するお問い合わせは、お近くの森林組合へお願いします



平成27年４月１日、森林国営保険が
（独）森林総合研究所へ移管されます！

・森林は、台風、豪雪、山火事などの災害にあう危険があります

・森林保険は、森林所有者自らがこのような突然の災害に備える唯一のセーフティネットであり、重要な公的保険です

・これからも森林保険に加入しましょう！

（移管時点で有効な契約は森林総研に自動的に引き継がれます（必要なお手続きはありません））